

「学校いじめ防止基本方針」

北海道石狩南高等学校

○いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命股は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。学校においては、いじめの問題への対応は最重要課題の一つとなっている。

本校では、「北海道いじめ防止基本方針」等を踏まえ、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を確立し、未然防止と早期発見、早期解決を図るための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

1 いじめとは

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒達に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの理解

① いじめの構造

・いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけではなく、「観衆」・「傍観者」などもおり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追随する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

③ いじめの態様

いじめの様態には、以下のものが考えられる。

- ・悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる
- 小突く、命令・脅し、性的辱め、メールやネットの書き込み等による誹謗中傷、噂流し、ひやかし、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り 等

2 いじめ防止の指導体制・認知した際の組織的対応

（１）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を次のとおりとする。

（別紙１）

（２）いじめを認知した際の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を次のとおりとする。

（別紙２）

3 いじめの未然防止（予防）

（１）日常の教育活動の充実

- ・コミュニケーション能力や個々の自信を育む授業づくり。
- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり。

（２）特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動、部活動等における望ましい人間関係の形成。
- ・ボランティア活動の充実。

（３）教育相談の充実

- ・ホームルーム担任等による個別面談の定期的な実施。
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングの定期的な実施。

（４）人権教育の充実

- ・ホームルーム活動を通じた人権意識の高揚。
- ・自他の人権を尊重する態度を育む取組の工夫・実施。

（５）情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実。

（６）保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知と保護者等との連携強化。
- ・情報公開の推進。

4 いじめの早期発見

（１）いじめの発見

- ・日頃から生徒の言動や様子の変化等に留意し、保護者・教職員との連携のもと、「いじめ見逃しゼロ」体制を確立する。（別紙３、別紙４の活用）

（２）相談体制の整備

- ・相談窓口の設置と周知（担任・養護教諭・生徒支援部等）。

（３）定期的調査の実施

- ・定期的なアンケート調査の実施。

（４）情報の共有

- ・職員間での日常的な情報共有 ・生徒個々及び集団の実態把握 ・進級時の引継ぎ

5 いじめへの対応

（１）生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

- ・いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。
- ・安全・安心を確保する。 ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。 ・活動の場等を設定し、認め、励ます。

② いじめている生徒への対応

- ・いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。
- ・いじめの事実を確認し、いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。 ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

- ・周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかった集団に対し、自分の問題と捉えさせ、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成するよう努める。
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

- ・相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について理解を求めるとともに、継続的に家庭との連携を図り、取り組む。

② いじめている生徒の保護者に対して

- ・事実の確認後、速やかに面談し、丁寧な説明とともに保護者の協力を求める。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について理解を求めるとともに、生徒の変容を図るため、家庭での指導について協力を求める。

③ 保護者同士が対立する場合など

- ・教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。
- ・北海道教育委員会や警察等、関係機関と連携し解決を目指す。

6 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング、保護者の見守り。

② 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実。

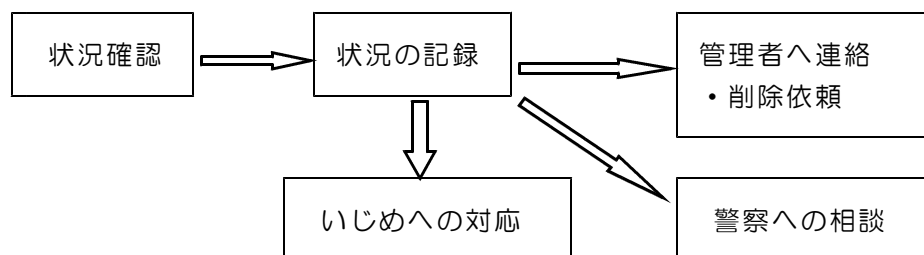
③ ネット社会についての関係機関と連携した講話等の実施。

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え ・閲覧者からの情報 ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
 - ・生徒が自殺を企画 ・精神性の疾患を発症 ・身体に重大な障害を負う
 - ・高額の商品を奪い取られる 等
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上（連続した欠席の場合は状況判断）

(2) 重大事態時の報告・調査協力

- ・学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職・職員

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・情報交換・情報共有
- ・保護者・地域との連携

いじめ防止・対策委員会

- 構成員：校長（重大事態）・教頭（主催）・主幹教諭（集約）・生徒指導部長・生徒支援部長・各学年主任
・養護教諭・PTA会長・SC等
- ・いじめ事案への対応・判断
 - ・調査結果、報告等の情報の整理・分析・対応
 - ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
 - ・年間指導計画の作成
 - ・校内研修会の企画・立案
- など

未 然 防 止

- ◇日常の教育活動の充実
 - ・いじめを許さない雰囲気醸成
 - ・規範意識、帰属意識の醸成
- ◇特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動・部活動の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・個別面談の定期的実施
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開等の実施

早 期 発 見

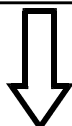
- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭等からの情報
 - ・相談・訴え
（生徒・保護者・地域等）
 - ・アンケート調査の実施
 - ・個別面談の定期的実施
- ◇相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・周知（担任・養護教諭・生徒支援部等）
- ◇情報の共有
 - ・報告・連絡・相談の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

(いじめへの対応)

相談・通報、調査等



教職員等



※ 4 W 1 H による連絡・報告
※ 窓口は、教頭・主幹教諭・
学年主任

いじめ防止・対策委員会

◇ 構成員

校長(重大事態)、教頭(主催)、主幹教諭(集約)、生徒指導部長、生徒支援部長、学年主任、養護教諭、PTA会長、・スクールカウンセラー、関係教諭、その他

いじめの認知

調査・事実関係の把握

保護者



★ 指導方針の決定、指導体制の確立

いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

職員会議



関係機関



・ 警察
・ 福祉機関
・ 医療機関

◇ 事態収束の判断(認知より3ヶ月後を目途)

・ 被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生徒の関係が良好となっている場合(収束)

※ いじめは収束したが、継続的な指導が必要な場合は指導・支援を継続する。

【重大事態等】

教育局・道教委
との連携

別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然、特定の個人名が出される
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃している ☐ 頻繁に職員室に来る
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる ☐ 頻繁に、個人名が出る

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い
☐ 壁や持ち物、掲示物の氏名等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、携帯電話におびえたりする ☐ 不審な電話やメールがあったりする ☐ 遊ぶ友達が急に変わる ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える ☐ 食欲不振・不眠を訴える
☐ 学習時間が減る ☐ 成績が下がる
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする ☐ 自転車がよくパンクする ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる ☐ 大きな額の金銭を欲しがる

＜いじめ防止年間計画＞

月	活 動 内 容
4月	上旬：いじめ防止・対策委員会（委員委嘱・基本方針・年間計画確認等） 中旬：全校集会で生徒向け説明（交通安全教室時等） 下旬：保護者向け説明（PTA総会・PTA役員会・学級懇談時等）
5月	中旬：第1回いじめアンケート実施（生徒支援部）
6月	中旬：いじめ防止・対策委員会（第1回いじめアンケートの結果に係る対応、 研修会の立案等） 保護者向け説明（PTA役員会等） 個人面談週間（支援部）
7～ 8月	＜夏季休業＞生徒心得（保護者向け）配布（生徒指導部）
10月	下旬：第2回いじめアンケート実施（生徒支援部）
11月	上旬：いじめ防止・対策委員会（第2回いじめアンケートの結果に係る対応、 研修会の実施等） 保護者向け説明（PTA役員会等） 中旬：個人面談週間（支援部）
12～ 1月	＜冬季休業＞生徒心得（保護者向け）配布（生徒指導部）
2月	上旬：いじめ防止・対策委員会（評価と次年度の課題検討） 下旬：保護者向け説明（PTA役員会・学校評議員会等）
備考	★いじめ防止・対策委員会は、事案の発生に対して随時開催する。